

（岩城光英君外十四名発議）

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議

去る二月十二日、北朝鮮は、一連の国連決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言を無視し、国際社会が再三にわたり、強く自制を求めていたにもかかわらず、実に三回目となる核実験を強行した。

これは明らかに国連安保理決議違反であり、国際社会に対する挑発行動である。

国連安保理は、本年一月二十二日、昨年十二月十二日に事実上の弾道ミサイル発射を行つた北朝鮮に対し、決議一七一八号及び一八七四号の遵守や全ての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議二〇八七号を採択するなど、懸念を表明していだ。

今般の核実験は、国際社会に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙である。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、速やかに全ての核を放棄することを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会の平和と安定を脅かす重大な行為であり、看過できない。

加えて、北朝鮮は、我が国と平成二十年八月に合意した拉致に関する調査を全く実施せず、今なお不誠実な対応を続けている。

政府は、国連安保理決議による「重要な行動をとる」との決意表明を踏まえ、リーダーシップを發揮し国連安保理理事国に対し行動を促すべきである。さらに政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、引き続き対話による努力と北朝鮮に対する新たな制裁を含め断固かつ実効性のある制裁措置を実施することを通じて、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題等の早急な解決に向け、総力を挙げて対処すべきである。右決議する。